(4) 決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
福祉部生活基盤推進課	経費支出伺(支出負担行為)の決裁が、契約締結及び業務開始の後に行われていた。 1 平成27年度「障害者総合支援法指定事業所管理システムLGWAN―ASPサービス利用委託契約」の締結及びこれに伴う経費の支出について (1) 契約期間:平成27年4月1日から平成28年3月31日まで (2) 契約日:平成27年4月1日 (3) 経費支出伺の起案日:平成27年4月16日 (4) 支出負担行為額:1,023,840円 2 障がい児施設指定管理システムシステムサポート業務委託の締結について (1) 契約期間:平成27年4月1日から平成28年3月31日まで (2) 契約日:平成27年4月1日 (3) 経費支出伺の起案日:平成27年5月15日 決裁日:平成27年5月19日 (4) 支出負担行為額:183,600円	契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。	契約事務のルールについて周知徹底を図るため、本件監査結果、大阪府財務規則の根拠条文及び注意事項を記載した注意喚起の文書を作成し、グループ会議において配布した。併せて、当該文書を契約締結起案ファイルに綴り、次年度以降の適切な事務処理のための注意喚起を図った。今後は、大阪府財務規則に基づき適正な事務執行に努める。

<u>監査</u>(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年6月15日から同年7月6日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
中央卸売市場	経費支出伺(支出負担行為)の決裁が、契約締結及び業務開始日 以降に行われていた。	財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。	平成28年7月に、事務所内職員に監査結果の
	大阪府中央卸売市場会計統合型予算管理システム運用保守業務 (1) 契約期間:平成27年4月1日 (2) 契約日:平成27年4月1日 (3) 経費支出伺の起案日:平成27年4月17日 (4) 経費支出伺の決裁日:平成27年4月18日 (5) 支出負担行為額:259,200円	【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	情報まで行うでは、ない、大阪のでは
		【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおり とする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定 するとき。	
		【会計事務の手引】 第4章 支出 第2節 支出負担行為 1 支出負担行為の意義 支出負担行為とは、地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他 の行為をいいます。 支出負担行為は、歳入の調定に相当し、支出発生の経理上の時点を定 めたものであって、支出命令行為とは別個の行為として法定されており、 法令又は予算の定めるところにしたがって、これをしなければなりませ ん。(地方自治法第232条の3、財務規則第39条)なお、支出負担行為は、 年度内(3月31日まで)に行わなければなりません。	

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成28年6月16日及び同年7月11日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
住宅まちづくり室施設保全課	経費支出の変更伺(支出負担行為)の決裁が、変更契約締結の後に行われていた。 1 大阪府営住宅の駐車場の維持修繕等業務契約書(北摂地区)の変更契約及びこれに伴う経費支出の変更について(1)契約期間:平成27年4月1日から平成28年3月31日(2)変更契約日:平成27年4月9日(3)経費支出変更何の起案日:平成27年7月6日(4)増額変更額:147,120,000円 2 大阪府営住宅の駐車場の維持修繕業務(堺市南区地区)の変更契約及びこれに伴う経費支出の変更について(1)契約期間:平成27年4月1日から平成28年3月31日(2)変更契約日:平成27年4月9日(3)経費支出変更何の起案日:平成27年5月8日決裁日:平成27年7月6日(4)増額変更額:124,484,000円 3 大阪府営住宅の駐車場の維持修繕等業務契約書(泉州地区)の変更契約及びこれに伴う経費支出の変更について(1)契約期間:平成27年4月1日から平成28年3月31日(2)変更契約日:平成27年4月9日(3)経費支出変更何の起案日:平成27年5月8日決裁日:平成27年7月6日(4)増額変更額:113,740,000円 4 大阪府営住宅の駐車場の維持修繕等業務契約書(中・南河内地区)の変更契約及びこれに伴う経費の支出について(1)契約期間:平成27年4月10日(3)経費支出変更何の起案日:平成27年4月10日(3)経費支出変更同の起案日:平成27年4月10日(3)経費支出変更同の起案日:平成27年4月10日(3)経費支出変更同の起案日:平成27年4月10日(3)経費支出変更同の起案日:平成27年6月15日(4)増額変更額:81,636,000円	財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務 処理を行われたい。 【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する 事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した 上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出 何書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出何書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出何書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出 限度額を決定するとき。 【会計事務の手引き】 第4章 支出 第2節 支出負担行為の意義 支出負担行為の意義 支出負担行為とは、地方公共団体の支出の原因となるべき 契約その他の行為をいいます。 支出負担行為は、歳入の調定に相当し、支出発生の経理上 の時点を定めたものであって、支出命令行為とは別個の行為として法定されており、法令又は予算の定めるところにしたがって、これをしなければなりません。(地方自治法第232条の3、財務規則第39条)なお、支出負担行為は、年度内(3月31日まで)に行わなければなりません。	本件については、平成28年度当初に 経費支出の変更伺(支出負担行為)の 決裁が変更契約締結の後にならない よう周知するとともに、平成28年8月 3日に実施した室内の会計事務研修 等を通じ、今回の監査結果とともに財務会計事務のルール等を周知徹底した。 今後とも、業務委託等契約事務の実施に当たっては、大阪府財務規則係法令に基づき、適正な事務執行に努める。

- 5 大阪府営住宅の駐車場の維持修繕等業務契約書(堺市 (南区を除く)地区)の変更契約及びこれに伴う経費支出 の変更について
- (1) 契約期間:平成27年4月1日から平成28年3月31日
- (2) 変更契約日:平成27年4月10日
- (3) 経費支出変更同の起案日:平成27年5月27日

決裁日:平成27年7月6日

- (4) 增額変更額:102,170,000円
- 6 大阪府営住宅の駐車場の維持修繕等業務契約書(枚方 市・大東市・四條畷市・交野市地区)の変更契約及びこれ に伴う経費支出の変更について
- (1) 契約期間:平成27年4月1日から平成28年3月31日
- (2) 変更契約日:平成27年4月10日
- (3) 経費支出変更伺の起案日:平成27年5月27日

決裁日: 平成27年6月15日

- (4) 增額変更額:74,800,000円
- 7 大阪府営住宅の駐車場の維持修繕等業務契約書(守口市・寝屋川市・門真市地区)の変更契約及びこれに伴う経費の支出について
- (1) 契約期間:平成27年4月1日から平成28年3月31日
- (2) 変更契約日: 平成27年4月10日
- (3) 経費支出変更同の起案日:平成27年6月2日

決裁日:平成27年6月15日

- (4) 增額変更額:92,988,000円
- 8 大阪府営住宅の駐車場の維持修繕等業務委託契約(東大阪地区)に係る変更契約の締結及びこれに伴う経費支出の変更について
- (1) 契約期間:平成27年4月1日から平成28年3月31日
- (2) 変更契約日:平成27年4月10日
- (3) 経費支出変更同の起案日:平成27年6月10日

決裁日: 平成27年6月15日

(4) 增額変更額:38,998,000円

対象受験機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容	
住宅まちづくり部 タウン推進局 季	大阪府電子調達システム管理運用要領(実務版)第4条に基づき、随意契約締結後、直ちに経費支出伺の作成、決裁が行われていないものがあった。	契約事務のルール等について理解と周知徹底を図り、適正 な事務処理を行われたい。	契約締結後、契約 決定情報を直ちに登録するため「大阪の	
誘致整備課	 りんくうタウン施設案内板整備業務 (1) 契約期間:平成27年12月1日から平成28年2月19日まで (2) 契約日:平成27年12月1日 (3) 経費支出伺の起案日:平成27年12月10日 (4) 経費支出伺の決裁日:平成28年1月28日 (5) 支出負担行為額:885,600円 2 阪南丘陵宅地等維持管理業務(その3) (1) 契約期間:平成27年12月24日から平成28年2月15日まで (2) 契約日:平成27年12月24日 (3) 経費支出伺の起案日:平成28年1月13日 (4) 経費支出伺の決裁日:平成28年1月21日 (5) 支出負担行為額:236,520円 	【大阪府電子調達システム管理運用要領(実務版)】 (趣旨) 第1条 この要領は、入札、契約事務及びこれに係る請求 手続並びにこれに伴う支出事務に関して、電子調達システムにより処理を行う際の事務について、大阪府財務規則(中略)及び大阪府財務規則の運用(中略)に基づく取扱及び例外事項について、必要な事項を定めるものとする。 (経費支出に係る伺書を作成する範囲及び時期) 第3条 運用第39条関係第2項第1号イの規定に基づき、調達業務支援システムにより、支出負担行為をしようとするときの経費支出に係る伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2)経費支出に係る伺書を作成する範囲及び時期ア契約伺で経費の支出の予定(予算の枠取)について何うとき(支出負担行為予定)。契約伺で経費の支出の予定(予算の枠取)について何うとき(支出負担行為予定)。 契約伺文(様式第1号の1)及び科目別内訳書(契約伺)(様式第1号の2)を作成する。 イ契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき(支出負担行為決定)。 調達業務支援システムの落札結果画面に契約決定情	録するだっているでは、「大子務」である。「大子務」である。「大子のである。「大子のである。」である。「大子のである。」である。「大子のである。」である。「大子のである。」である。「大子のである。」である。	
	【事務の流れ】 電子調達システムにより随意契約の処理を行う場合、契約伺で経費の支出の 予定(予算の枠取)について伺うときを支出負担行為予定とし、契約の相手方 及び契約金額が明らかになったときに電子調達システム(調達業務支援システム)の落札結果画面に契約決定情報(契約者、契約金額等)を登録し、支出負 担行為決定を行う。 契約締結後、契約決定情報(契約日、契約期間等)を登録するため、経費支 出伺書(様式第2号)を作成し決裁を得る。			
	<電子調達システムにより処理を行う場合の契約何から経費支出伺の流れ>型約伺 (要領第3条(2)ア) ※ 支出負担行為予定 → 業者決定 (要領第3条(2)イ) ※ 支出負担行為決定 → 契約締結後 経費支出伺書作成 契約決定情報登録 (要領第4条)	報を登録する。 (契約情報登録(契約締結)の方法) 第4条 契約締結後、直ちに調達業務支援システムの契約 締結画面に契約決定情報を登録するため、経費支出伺書 (様式第2号)を作成し、決裁を得なければならない。		